## 第 26 号議案

小城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 11 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

## 提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い「父子福祉資金」が創設され、 小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するため

## 小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年小城市教育委員会規則 第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の表こども課の部子育て支援係の項第6号中「母子・寡婦福祉資金等」を「母子・父子・寡婦福祉資金等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行			改正後(案)		
小城市教育委員会事務局組織規則			小城市教育委員会事務局組織規則		
第1条~第2条 (略)			第1条~第2条 (略)		
(分掌事務)			(分掌事務)		
第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。			第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。		
課名	係名	分掌事務	課名	係名	分掌事務
こども課	子育て支援係	(1) 児童福祉に関すること。	こども課	子育て支援係	(1) 児童福祉に関すること。
		(2) 子育て支援に関すること。			(2) 子育て支援に関すること。
		(3) 児童手当に関すること。			(3) 児童手当に関すること。
		(4) 児童センターに関すること。			(4) 児童センターに関すること。
		(5) 母子等及び寡婦福祉に関すること。			(5) 母子等及び寡婦福祉に関すること。
		(6) 母子・ 寡婦福祉資金等の貸与に			(6) 母子・父子・寡婦福祉資金等の貸与に
		関すること。			関すること。
		(7) 子ども及びひとり親家庭等の医療費			(7) 子ども及びひとり親家庭等の医療費
		助成に関すること。			助成に関すること。
		(8) 未熟児養育医療給付に関すること。			(8) 未熟児養育医療給付に関すること。
第4条~第7条 (略)			第4条~第7条	(略)	